

第65号議案

平成25年度京都府港湾事業特別会計補正予算（第2号）

平成25年度京都府港湾事業特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ53,389千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,803,095千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

（府債の補正）

第2条 府債の変更は、「第2表府債補正」による。

（繰越明許費）

第3条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第3表繰越明許費」による。

平成26年3月3日提出

京都府知事 山田 啓二

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
1 使用料及び手数料		232,504 ^{千円}	△16,534 ^{千円}	215,970 ^{千円}
	1 使用料	232,504	△16,534	215,970
2 財産収入		13,617	△4,346	9,271

款	項	補正前の額	補正額	計
	1 財産運用収入	13,617 ^{千円}	△4,346 ^{千円}	9,271 ^{千円}
3 繰入金		950,363	△11,293	939,070
	1 一般会計繰入金	950,363	△11,293	939,070
4 府債		660,000	△31,000	629,000
	1 府債	660,000	△31,000	629,000
5 諸収入		0	9,784	9,784
	1 雑収入	0	9,784	9,784
歳入	合計	1,856,484	△53,389	1,803,095

歳出

款	項	補正前の額	補正額	計
1 港湾事業費		1,856,484 ^{千円}	△53,389 ^{千円}	1,803,095 ^{千円}
	1 港湾管理費	151,193	△20,575	130,618
	2 港湾整備費	490,530	△31,063	459,467
	3 公債費	1,214,761	△1,751	1,213,010
歳出	合計	1,856,484	△53,389	1,803,095

第2表 府債補正

起債の目的	補正前				補正後			
	限度額 <small>千円</small>	起債の方法	利率 <small>%</small>	償還の方法	限度額 <small>千円</small>	起債の方法	利率 <small>%</small>	償還の方法
港湾整備事業費	660,000	証書借入又は証券発行（他の地方公共団体との共同発行を含む。）	年10.0以内	償還期間は、30年以内（据置期間を含む。）とする。償還は、元金均等、元利均等又は元金一括支払とする。必要に応じて繰上償還又は借換えをすることができる。	629,000	証書借入又は証券発行（他の地方公共団体との共同発行を含む。）	年10.0以内	償還期間は、30年以内（据置期間を含む。）とする。償還は、元金均等、元利均等又は元金一括支払とする。必要に応じて繰上償還又は借換えをすることができる。

第3表 繰越明許費

款	項	事業名	金額 <small>千円</small>
1 港湾事業費	2 港湾整備費	港湾整備費	432,000